(二) かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること、ガラスの欠損若しくはひび割れがあること又は使用できない部材があること。						
	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況（第一種特殊告示第七号及び第八号に掲げるエレベーターを除く。）	目視により確認し又は測定する。	平成二十年国土交通省告示第千四百五十五号第二第三号又は第四号の規定に適合しないこと。						
	敷居とドアシューの摩耗の状況	目視により確認する。	敷居又はドアシューに著しい摩耗があること。						
	ドアシューのかかりの状況	目視により確認し又は測定する。	引き戸にあっては無負荷時において敷居溝とドアシューのかかりが六ミリメートル未満であること、上げ戸、下げ戸又は上下戸にあってはこれらを片側に寄せたときにおいて容易にドアシューが外れること。						
	戸の可燃物の状況	目視により確認する。	令第百二十九条の六第二号の規定に適合しないこと。						
	戸の開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸の開閉が円滑でないこと。						
	戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	目視及び触診により確認する。	反転作動をしないこと。						
	連結ロープの状況	目視及び触診により確認する。	変形、摩耗、錆、腐食、素線切れ等により運行に支障が生じていること。						
(三) かごの戸のスイッチ	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。						
	スイッチの作動の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ　途中階においてかごを停止させ、かごの戸を開いた後、徐々に戸を閉め、作動の位置を目視により確認し又は測定する。	制御器告示第二第三号の規定に適合しないこと又は作動の位置が両引き戸若しくは上下戸にあっては七十五ミリメートル、片引き戸、上げ戸若しくは下げ戸にあっては五十ミリメートルを超えていること。						

		(四) 戸開き状態において作動する予圧装置	(五) 床合わせ補正装置及び着床装置		(六) ドアゾーン行き過ぎ制限装置	(七) 車止め、光電装置等（自動車運搬用エレベーターに限る。）		(八) かご操作盤及び表示器	
ロ　かごの戸が開いた状態においてかごが動かないことを確認した後、スイッチの作動の位置を目視により確認し又は測定する。	作動の状況	予圧時にかごが動かないことを確認する。	床合わせ補正装置の状況	着床装置の状況	作動の状況	光電装置の状況	車止めの設置の状況	かご操作盤及び押しボタン等の取付けの状況	押しボタン等の作動の状況
	かごが動くこと。	制御器告示第二第一号の規定に適合しないこと。	着床面からかごをおおむね五十ミリメートルの位置及び七十五ミリメートルを超え二百ミリメートルの間に移動させ、戸を開いた状態で運転し、作動の状況を確認する。	作動の状況を確認する。 乗り場の床を基準として着床位置が上下七十五ミリメートルを超えること。	かごを着床面からおおむね三百ミリメートルの位置に停止させてかごの戸を開き作動を確認する。	作動の状況を確認する。 特殊告示第一第七号ハの規定に適合しないこと。	イ　車止めがない又はその機能が確実でないこと。 ロ　車止めが変形又は摩損していること。	目視及び触診により確認する。 取付けが堅固でないこと。	作動の状況を確認する。 押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。自動車運搬用エレベーターで、かごの壁又は囲い、天井及び出入口の戸の全部又は一部を有しないものにあっては、特殊告示第一第七号イの規定に適合しないこと。